

令和7年度 第2回 能登町入札監視委員会 議事概要

委員会による意見の具申内容	なし
---------------	----

別紙

質問・意見	回 答
<p>(1) 入札・契約手続の運用状況について</p> <p>・少額随契の基準額を130万円から200万円に引き上げる改正については、令和7年4月1日施行で、同様の引き上げの改正がされた入札監視委員会の事務取扱要領の改正については、令和7年10月10日施行となっている。先ほど報告があった入札の実施状況で、200万円以下は除かれていたが、事務取扱要領の施行が10月10日であれば、令和7年4月1日から9月30日までの実施状況の報告は、200万円から130万円の工事も必要だったのではないか。</p> <p>・少額随契の基準額を130万円から200万円に引き上げる改正については、メリットとデメリットがあり、入札と随意契約では事務量が大きく異なるため、200万円に引き上げることにより、相当な事務量と時間が緩和される大きなメリットがあります。</p> <p>一方で、今まで入札を経なければならない金額だったものが随意契約できることとなるので、複数見積り徴収がされなかったり、不適切に契約を分割するなど公平性を確保することができなくなる恐れも指摘されています。</p> <p>今まで入札監視委員会で報告対象となっていた130万円から200万円の工事については、公平性は担保されているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指名審査委員会の開催状況及び入札の実施状況について報告 ・能登町財務規則取扱規則の一部改正（少額随契の基準額の引き上げ）、能登町入札監視委員会の運営に関する事務取扱要領の一部改正（報告対象工事の基準額の引き上げ）について説明および報告 ・認識の誤りにより130万円から200万円の工事を除いて報告してしまいました。 <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約を締結する場合は、担当者が起案書を作成し、そのなかで随意契約する理由や見積を徴収する業者を記載し、所管課長の決裁だけではなく、総務課長や企画財政課長の合議を受けなければならない。 <p>また、予定価格の根拠となる設計書図書の決裁等も併せて受けており、随意契約の理由は適正か、複数見積の徴収や不適切に分割されていないかについての確認はその中で行っており、これについては、少額随契の基準額が引き上げられる以前から行っており、基準額引き上げ後も継続しており、公平性は確保されていると考えております。</p>

質問・意見	回答
(2) 入札及び契約手続に関する再苦情の報告及び審議	・「該当案件無し」と報告
(3) 談合情報についての報告及び審議	・「該当案件無し」と報告
(4) 審議対象工事の抽出結果について	・能登町入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定により、抽出委員が審議対象工事の抽出結果を報告（抽出委員が令和7年10月24日に入札方式別に「くじ引き」を行い抽出）
(5) 審議対象工事の審議 <一般競争入札分> 「令和6年1月1日発生能登半島地震災害復旧事業 4630/6306 ため池災害復旧工事（寺田川ダム管理設備）」	<p>・参加が想定される業者に案内をするのか。</p> <p>・一般競争入札は、公告をして参加を募るので、町ホームページや入札情報システムに掲載し、業者がそれを見つけて申請してくるという流れになります。</p> <p>今日は、金沢市の業者1者が申請してきて落札しました。</p> <p>・設計価格には、遠方の業者が落札した場合の宿泊費等の費用は考慮されているのか。</p> <p>・設計価格は、工事完成のために直接かかる費用である直接工事費のほか、共通仮設費、現場管理費、一般管理費といった諸経費で構成されていて、宿泊費等の費用はその諸経費の中で賄うべきものとなっており、特に遠方であることは考慮していません。</p> <p>ただし、地震による災害復旧工事については、遠方からこられた作業員が長期滞在するための費用や交通費については、協議の上、実績を踏まえて変更できることとなっております。</p>
<指名競争入札分> 「令和7年度 災害関連林地崩壊防止事業 中斎地区復旧工事 その2」	

質問・意見	回答
<p>・落札者以外の4者は同額で入札しているが、システムにより積算するとこの金額になるのか。</p> <p>「令和7年度 能登海洋水産センター災害復旧工事（外構）」</p> <p>・先ほど審議した工事もですが、予定価格が3,000万円以上で原則一般競争入札の対象であるところ、災害復旧工事であることを考慮して指名競争入札で発注したことだが、これはスピードを重視しているということか。</p>	<p>・各業者積算システムにより積算されていると思われます。4者の入札価格については、予定価格と同額となっておりまして、予定価格は事前公表となっておりますので、4者はこの価格であれば施工できるという事だと思われます。</p> <p>・スピード重視というところが主な理由となります。一般競争入札実施要領の第3条で、原則として予定価格が3,000万円以上の工事が対象となっておりますが、災害の応急対策工事等、特別な理由のあるものは除くこととしております。</p>
<p>「令和6年能登半島地震 能都地区町道応急復旧舗装工事（その1）」</p> <p>・町道の全部が応急復旧となるのか。</p>	<p>・この工事に関しましては、旧能都町にある町道の一部となります。</p>
<p><随意契約分></p> <p>「令和6年9月21日～22日発生奥能登豪雨 災害復旧事業 田代地区農地復旧工事（土砂除去）」</p> <p>・農地所有者の自己負担はありますか。</p> <p>・ここは、ほ場整備されてから何年たった場所ですか。</p>	<p>・自己負担はありません。</p> <p>・14年ほどです。</p>

質問・意見	回 答
<p>・大変な状況のもとでの工事で、随意契約という方法しかないだろうとは思います。</p> <p>また、業者の選定についても建設業協会に依頼する特殊な方法となっているが、やむを得なかつたと思います。</p> <p>(7) その他</p>	<p>・次回抽出委員の選出を行い、次回の開催が5月下旬～中旬となることを報告した。</p>